

岐阜県博物館 団体利用の手引き

団体向けプログラムについて

岐阜県博物館では様々な団体向けプログラムを提供しています。常設・企画展示の「展示解説」やワークシートを利用した「展示セルフガイド」、学校の学習内容に応じた「博物館授業」など、目的に合わせてご利用いただけます。

《展示解説》

○恐竜の話、合掌造りの話、鶺鴒の話、古い道具の話、輪中の話、企画展の解説 など

《展示セルフガイド》

○自然展示コース、古い道具と昔の暮らしコース、岐阜の歴史コース など

《博物館授業》

○生活科 … 春みつけ、秋みつけ、秋のおもちづくりの場所提供 など

○社会科 … 昔の暮らし体験（洗たく体験） など

○理 科 … 昆虫の話、化石レプリカづくり など

《自然体験》

○岐阜県百年公園の自然を生かした自然体験、里山オリエンテーリング など

《職場体験》

○中学校・高等学校の職場体験

入館料について

《入館料を免除する団体》

次の場合は「入館料減免申請(承認)書」を提出して承認を受けることで入館料を免除します。

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育園、幼稚園などが利用する場合の引率者

○福祉施設・教育関係団体などが利用する場合の利用者・引率者

※入館料減免申請(承認)書は当館ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

【通常料金】 一般 340円(280円)、大学生 110円(50円)、高校生以下 無料

【特別展開催中料金】 一般 600円(520円)、大学生 300円(200円)、高校生以下 無料

※()内は、20名以上の団体料金

駐車場について

岐阜県博物館は、岐阜県百年公園北口から300mのところにあります。自動車での来館には北口駐車場をご利用ください。駐車場は、岐阜県百年公園事務所が管理していますので、特にバスを利用される際は、事前に公園事務所に連絡をお願いします。福祉車両に対する優遇措置を実施しています。詳しい内容については、公園事務所にお問い合わせください。駐車料金は無料です。

【岐阜県百年公園事務所】 TEL (0575) 28-2166

昼食場所について

- ・岐阜県百年公園には、昼食場所として利用できる広場が多くあります。
- ・博物館内には、団体の昼食場所として利用できる場所はありません。

学校などの団体引率者の皆さまへのお願い

- ・3つの約束（さわらない・さわがない・はしらない）について、事前指導をお願いします。
- ・館内での笛やメガホンなどの使用はご遠慮ください。
- ・利用団体が集中する日は、予定時刻の遅れを調整することが困難です。時間を守ってご来館下さい。状況によっては、予定変更をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

手続きについて

1. 電話予約

電話で利用希望日をお申し込みください。予約状況を確認の上、利用が可能かお知らせします。予約状況によってはお断りする場合があります。なお、予約受付開始日はホームページでご確認ください。

予約時には、①団体名、②希望日、③利用人数、④利用内容、⑤担当者、⑥連絡先をお伝えください。

【予約先】 岐阜県博物館 教育普及係 TEL(0575)28-3111(代)

2. 団体登録

電話で予約いただいた利用内容を申込フォームからご登録ください。登録後、確認メールが返信されます。

【登録先】 岐阜県博物館ホームページ > 団体利用案内 > 団体利用の手続き > 2. 団体登録 > 申込フォーム

3. 打合せ

目的に合わせた学習・活動の計画や安全への配慮のために、事前の下見及び打合せをお願いしています。遠方の場合は電話での打合せも承ります。

なお、利用団体の多い8月から12月の利用を予定されている学校団体については、夏季休業中に実施する「団体利用説明会」への参加を原則としてお願いしております。ぜひ、ご参加ください。

入館料減免申請（承認）書について

1. 入館料減免申請（承認）書の提出（団体から博物館へ）

入館料の免除を受けるには、事前に「入館料減免申請（承認）書」の提出が必要です。下見等で来館しない場合は、申請書、返送用封筒（110円切手を貼り付け、宛名を記入したもの）を同封の上、下記まで郵送してください。

【送付先】 〒501-3941 岐阜県関市小屋名1989 岐阜県博物館 教育普及係

2. 承認後の手続き（博物館から団体へ）

入館料減免申請(承認)書は下見の際に手交で交付します。来館しない場合は、**郵送**します。

3. 利用当日 受付へ提出（団体から博物館へ）

お渡し（返送）した承認済みの入館料減免申請(承認)書は、利用当日、岐阜県博物館 1階受付へご提出ください。人数の当日の変更は、書類の提出の際に口頭でお伝えください。

※教育関係団体による研修会などの会場利用をされる団体の代表者の方へのお願い

研修会などで利用する場合は、減免申請書と同時に次の書類を提出していただく必要があります。

- ・「博物館利用申込書」… 博物館の施設利用を申し込む書類

上記の入館料減免申請書と同様の手続きを進めていくことになります。